

会津若松市住宅用太陽光発電システム等設置補助金
交付申請にあたってのQ & A

(令和8年4月1日現在)

【交付申請に関すること】

Q 1 いつ申請すればよいのか？

A 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムまたは電気自動車用充給電設備を設置されたら申請可能です。ただし、各対象システムの設置に係る領収書等に記載された領収日が申請する年度の4月1日から3月31日までの間である場合に限りです。

Q 2 申請は先着順か？

A 申請は、すべての書類に不備がない方から先着順で受け付けており、予算額に達し次第、受付を終了します。

書類に不備がある場合、受付はいたしませんので、申請にあたっては、書類に不備ないか事前に確認いただきますようお願いします。

Q 3 施工業者に申請手続の代行を依頼することは可能か？

A 可能です。ただし、交付申請書に加え、「補助金交付申請等手続代行届（第5号様式）」の提出が必要となります。

Q 4 申請の受付状況は、何を見ると分かるのか？

A 二次元コードにて、申請の受付状況を随時お知らせいたします。



Q 5 補助金が予算額に達した場合、どのような対応になるのか？

A 予算額に到達した時点で受付を終了します。

なお、最後に受付された方は、補助金が満額交付されない場合があります。

Q 6 補助金交付申請書等に押印は必要か？

A 債権者登録申請書には押印が必要です。

補助金交付申請書（第1号様式）、補助金交付請求書（第3号様式）、補助金交付申請等手続代行届（第5号様式）については、申請者本人の身分証（顔写真付きのもの）や代理権の確認できる書類の提示いただいた場合、押印が不要となりました。

なお、押印する際はすべて同一の印鑑を押印してください。

Q 7 オンライン申請はできないのか？

A 補助金交付申請書類については、受付順を正確に把握するため、環境共生課への持参をお願いしております。

【補助要件に関すること】

Q 8 数年前、自宅の屋根に住宅用太陽光発電システムを設置した。今年度、自宅に住宅用蓄電池システムを設置するが補助対象となるか？

A 令和5年度より、住宅用太陽光発電システムが既存の場合、住宅用蓄電池システムのための補助金申請が可能となりました。

Q 9 数年前、自宅の屋根に住宅用太陽光発電システムを設置した。今年度、自宅に住宅用太陽光発電システムを増設するとともに、住宅用蓄電池システムを設置するが補助対象となるか？

A 補助対象となります。ただし、過去に本補助金の交付を受けている場合は、住宅用太陽光発電システム補助金の上限額（40,000円）から過去の交付金額を差し引いた額の範囲内で補助金を交付します（この場合、増設分を含め、住宅用太陽光発電システムの公称最大出力の合計値が10kWを超えないことが条件となります）。

【例】平成29年度に3.00kW分の補助金（30,000円＝3.00kW×10,000円）を受け、今年度、住宅用太陽光発電システム（5.00kW分）の増設と住宅用蓄電池システム（4kWh）を設置した場合

⇒ **住宅用太陽光発電システム補助金額**

①令和5年度の上限額の算出

上限40,000円－30,000円（平成29年度交付分）＝10,000円

②令和5年度の補助金額の算出

5.00kW×10,000円/kW＝50,000円 > 上限額10,000円

住宅用蓄電池システム補助金額

①4kWh×8,000円/kWh＝32,000円 < 上限40,000円

このため、令和5年度の補助金額は10,000円＋32,000円＝42,000円となります。

Q 10 住宅用太陽光発電システムが設置されている建売住宅を購入した。入居後、住宅用蓄電池システムを設置した場合、補助対象となるのか？

A 住宅用太陽光発電システムの設置工事と住宅用蓄電池システムの設置工事は、別契約（別発注）でもかまいません。

ただし、各対象システムの設置に係る領収書等に記載された領収日が申請する年度の4月1日から3月31日までの間である場合に限りです。

Q 11 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムを同時設置した住宅を夫婦で共有しているが、配偶者が単身赴任中である。補助金は申請できるか？

A 次の方法での申請が可能です。

①会津若松市に住民票があり、実際に居住している方が申請者となる。

②「申請者」と「建物の所有者」が異なるので、建物所有者の承諾書を提出する。

（例）夫が単身赴任中で、妻は会津若松市在住の場合

⇒ 申請者は妻となります。夫に建物所有者の承諾書をご記入いただきます。

ただし、この場合、妻の市税に未納がないことが必要です。

【添付書類に関すること】

Q 12 申請する年度を含む過去3年分の市税の納税証明書とは具体的にいつからいつまでのものか？

A 例として、令和8年度の申請であれば令和6～8年度分の納税証明書になります。

※新しい年度の納税証明書は5月1日から取得可能になります。

（例：令和8年度の納税証明書 ⇒ 令和8年5月1日から取得可能）

※ただし、第1号様式（第6条関係）において同意した場合は、提出を省略することができます。

Q 13 納税証明書を入手したところ、市税の未納があった。申請はできないのか？

A 市税が完納されていることが要件となっていることから、未納（納期未到来分を除く）がある場合、申請書類を受け付けることはできません。

未納分を納税課窓口等にてお支払いいただいた後、改めて納税証明書を提出する。

Q12で提出を省略できる場合は、ご連絡いただき確認させていただきます。

なお、納税した場所・方法によっては、納税証明書に反映されるまでに最大3週間程度かかる場合がありますので、ご注意ください。

【その他】

Q 14 現地調査に立ち合いは必要か？

A 必要に応じて現地確認を行います。現地確認が必要な場合は、立ち合いをお願いします。

Q 15 補助金受領後、交付対象となった住宅用太陽光発電システムは、どのような取扱となるのか？

A 補助金交付要綱に基づき、補助金の交付対象となった住宅用太陽光発電システム（補助対象機器）については、法定耐用年数（17年）の期間、適切に維持・管理しなければなりません。

なお、補助金の交付対象となった住宅用太陽光発電システムについて、やむを得ず撤去等を行う必要がある場合には、まず、環境共生課までご相談ください。